

第211回国会・質問第133号 参議院議員牧山ひろえ議員「送還忌避者の定義に該当する対象に関する質問主意書」(2023年6月20日)

答弁書第133号 参議院議員牧山ひろえ君提出送還忌避者の定義に該当する対象に関する質問に対する答弁書(2023年6月30日)

送還忌避者の定義に該当する対象に関する質問主意書

2023年5月12日の参議院本会議での送還忌避者に関する私の質問に対して、齋藤法務大臣は「送還忌避者は、退去強制令書が発付されたにもかかわらず退去を拒んでいる者全般を指しますが、退去強制令書が発付された者は、退去強制手続において在留特別許可の判断を経るとともに、難民該当性を主張する場合には、難民認定手続も経た上で難民に該当せず在留を特別に許可する事情も認められなかった者であり、保護すべき者は適切に保護しているところだ」との答弁を行った。

一 2021年12月21日に出入国在留管理庁が公表した資料「現行入管法上の問題点」では、送還忌避者とされる3,103人のうち、難民申請中の者は1,938人であり、そのうちの713人は難民申請回数1回とされている。「難民認定手続も経た上で」と齋藤法務大臣は述べているが、政府が「送還忌避」とする人の中には、難民認定手続中の者も含まれているのではないかと懸念されている。送還忌避者は「難民認定手続も経た上で難民に該当せず在留を特別に許可する事情も認められなかった者」とする本会議での大臣答弁は、不正確だったのではないかと懸念されている。政府の見解を示されたい。

一について

前段のお尋ねについては、「送還忌避者」とは、退去強制令書の発付を受けたにもかかわらず、本邦からの退去を拒んでいる者全般を指して用いている用語であり、例えば、退去強制令書発付後に難民認定申請(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)第61条の2第1項の難民の認定の申請をいう。以下同じ。)又は審査請求(入管法第61条の2の9第1項の審査請求をいう。以下同じ。)を行つた者なども含まれる。

後段のお尋ねについては、御指摘の令和5年5月12日の参議院本会議における齋藤法務大臣の答弁は、入管法第24条各号に掲げる退去強制事由のいずれかに該当する疑いのある外国人について退去強制令書が発付するに当たり、その者が難民認定申請を行っている場合には、当該申請に対する審査を経て、難民に該当しないと判断した上で退去強制令書が発付することとして、保護すべき者は適切に保護していることを答弁したものであり、御指摘は当たらない。

二 前記 1,938 人のうち、その後、難民認定や人道配慮による在留特別許可が認められた人がいれば、大臣答弁は更に不適切なものとなる。

前記の本会議答弁は、そのような者がいるかどうかを調べた上での発言だったのか。

二について

退去強制令書の発付を受けた者は、我が国から速やかに退去すべきであるが、その後も在留資格がないまま事実上滞在を続けた結果、退去強制令書の発付後の事情の変更により、難民に該当する又は在留を特別に許可すべき事情があると認められるに至ることもあるところであり、御指摘の令和 5 年 5 月 12 日の参議院本会議における禁藤法務大臣の答弁も、当然、そのような者が存在することを前提としたものである。

三 難民該当性が認められる可能性がある者を「送還忌避」とすることは、難民保護の姿勢に逆行するものではないか。政府の認識を示されたい。

三について

御指摘の「難民保護の姿勢に逆行するもの」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一についてでお答えしたとおり、入管法第 24 条各号に掲げる退去強制事由のいずれかに該当する疑いのある外国人について退去強制令書を発付するに当たり、その者が難民認定申請を行っている場合には、当該申請に対する審査を経て、難民に該当しないと判断した上で退去強制令書を発付することとして、保護すべき者は適切に保護しているところ、退去強制令書の発付を受けたにもかかわらず、本邦からの退去を拒んでいる者全般を指して「送還忌避者」と呼ぶことが不相当であるとは考えていない。

右質問する。

[了]